

1. 事故発生日時 令和6年10月10日(木) 18時40分頃
2. 事故発生場所 東牟婁郡北山村
3. 工事内容 工事名: 道路改良工事  
工期: 令和6年2月3日～令和6年11月18日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 物損公衆災害(自動車1台全損)

## 6. 事故発生状況

当工事は現道拡幅工事であり、迂回路を設置し現道交通を切り替え、深さ4.0m程度で現道を床掘していた。現場には迂回路への誘導のための案内用掲示板や工事箇所には立ち入らないようバリケードを設置していた。

10月10日は資材搬入等で案内用掲示板やバリケードは取り外された状態で、現場作業は17時に完了し、取り外された案内用掲示板やバリケードを復旧しないまま、安全巡視も行わず関係者全員が退去した。

被災者(39才)は、自動車で行き中に工事場所にさしかかったところ、案内用掲示板やバリケードが設置されていなかったため、迂回することなく直進し、約4.0m下に転落した。

なお、被災者にケガはなかったが、自動車は全損した。

## 7. 事故原因

事故当日に限って、資材搬入等で以下の内容が徹底されていなかった。

- ・一般交通を迂回路へ誘導する案内用掲示板等の設置。
- ・工事箇所への進入を防止するためのバリケード等の設置。
- ・適切な安全巡視。

## 8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・新宮警察署は事件性がないと判断した。
- ・新宮労働基準監督署は労働災害ではないため、所管外であるとの回答であった。

## 9. 本件における改善対策

- ・一般車両を適切に迂回路に誘導できるよう、迂回路の入口に案内用掲示板等を設置することを徹底した。(視認性向上のため周辺の除草も実施)
- ・公衆が誤って工事箇所には立ち入らないよう作業で出入りする場合は、バリケードを設置することを徹底した。
- ・現場代理人が現場内および周辺の安全巡視を行い、保安施設の設置状況等を確認することを徹底するとともに、安全施設関連点検表に記録することとした。

## 10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

- ・発注者及び施工者は、土木工事のために、一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところから従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者が見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通り得るようにすること。(建設工事公衆災害防止対策要綱 第25第2)
- ・施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置すること。また、作業場の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立ち入りを禁ずる掲示板を掲げること。(建設工事公衆災害防止対策要綱 第15第2、第16第1)
- ・施工者は、作業場内及びその周辺の安全巡視を行い、事故防止施設の整備及び維持管理に努めること。また、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者等、安全巡視に十分な知識のある者を選任すること。(建設工事公衆災害防止対策要綱 第21第1、2)